平成２９年（フ）第８６６号
千葉県船橋市新高根４丁目15番29号　三容パレス101号
債務者　山田　彩乃
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８６号
千葉市中央区旭町２番２号　グリーンコーポ旭402号
債務者　外山智枝子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１２号
千葉県八千代市高津313番地５　コーポナカムラ103号
債務者　藤澤　正裕
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１７号
千葉県市原市白金町５丁目３番地
債務者　水木　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１８号
千葉県船橋市湊町２丁目14番７―211号
債務者　久保田　忍（旧姓小石川）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２８０号
新潟市西区五十嵐２の町9143番地107、前住所新潟市中央区上近江２丁目10番12号
債務者　シンコー住設こと　平原　幸作
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９４号
新潟市北区笹山1281番地４
債務者　浅原千枝子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０２号
新潟市北区島見町1208番地２
債務者　菊地あゆみ
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０５号
新潟市東区東中野山４丁目６番12―1218号
債務者　中谷　義成
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１１号
新潟市東区新石山４丁目14番地１
債務者　長谷川　暢
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２１号
新潟市中央区上所１丁目12番Ｂ―823号
債務者　田宮千惠子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２５号
新潟市南区和泉602番地
債務者　生野　忠義
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３４号
新潟市西区坂井734番地２　アップルハウス新大駅前201号
債務者　皆川恵美子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１０号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門859番地１
債務者　青原　孝司
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
山梨県笛吹市石和町松本269番地　コーポ白糸103
債務者　山坂　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
長野県塩尻市大字広丘野村1284番地７　シャトーＨｉｒｏⅡ205
債務者　正治　真希
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２７２号
岐阜県関市雄飛ケ丘12番５号
債務者　安達　敦子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
岐阜地方裁判所